

赤字 第3回検討委員会の意見

青字 企画政策課の修正

緑字 各課の修正

別表 2

現在取り組んでいる施策に対する施策分野別の評価

※（ ）内の番号は、「起きてはならない最悪の事態」の番号

1. 個別施策分野

1) 道路・交通・防災・土地利用

(道路)

- ・沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関等が連携した取り組みを強化する必要があります。また、人材、資機材、通信基盤の耐災害性の向上を図る必要があります。(1-6)
- ・建設業災害対策協議会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時における迅速な道路復旧体制を確立する必要があります。(1-6)
- ・道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する必要があります。(5-1, 6-3)
- ・市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確保することにより物流の停止を防ぐ必要があります。(2-1, 5-1, 5-2, 6-3) また、幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、国県市の関係部署が連携し検討を進める必要があります。(5-2, 6-3)
- ・沿岸部で住宅が密集し、海水浴場などの集客施設に近い市内3箇所（横根三川線、椎名内西足洗線、中谷里仁玉線）については、津波避難道路を早急に整備する必要があります。(1-6, 7-2)

(交通)

- ・鉄道の分断についても、代替機能の確保について検討するとともに鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る必要があります。(5-2, 6-3)

(防災)

- ・平成24年1月に策定した旭市復興計画等に基づき、平成27年度までを集中復興期間とし震災対策と災害に強いまちづくりを推進するとともに、ハードとソフトを組み合わせた対策を講じる必要があります。(1-2)
- ・地震発生に伴い、避難場所として指定緊急避難場所、指定避難所を確保し普段から住民に周知するとともに、高齢者、子供及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行った避

難所のあり方や対応について検討する必要があります。(1-1)

- ・地理空間情報システムの構築、津波ハザードマップ、洪水・内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ及び避難計画を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を図り有事に備える**必要があります。(1-2、1-3、1-4)** また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を行うことにより、災害対策体制の機能強化を図る**必要があります。(3-2)**
- ・各情報伝達体制を検証しより効果的に見直すとともに、更なる着実な運用をする**必要があります。(1-5、4-2)**
- ・災害に対する定期的な避難訓練や防災教育を充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることで、地域全体の防災力向上を図る**必要があります。**また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、消防団や自主防災組織の育成・充実・強化が必要です。**(1-5、8-3)**
- ・東日本大震災における津波で特に被害が甚大であった河川開口部については、各施設管理者が連携のもと、切れ目の無い対策を講じる**必要があります。(1-2)**
- ・人命に直接的な影響のある防災施設等については、定期的な点検を行うとともに、迅速に応急復旧ができる要員及び資機材の確保、計画に基づいた適切な維持管理を行う**必要があります。(7-3)**
- ・避難の長期化に備え、最大避難想定人数（5000人）に対し3日間の食料及び飲料水備蓄を目標とし、適切な備蓄管理体制を維持していく**必要があります。**また、大規模自然災害に対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、市内農業生産組織等との協定、雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など検討する**必要があります。(2-1、2-2)**
- ・地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、近隣市町村等や民間事業者等と災害時応援協定を結び、平時からの連携を強化する**必要があります。**また、燃料等の備蓄を行うとともに、ガソリン販売事業者等と連携を結ぶ**必要があります。(2-1)**
- ・地震、津波、洪水、高潮等による浸水への対策や土砂災害対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する**必要があります。**また、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を推進するとともに、様々な関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制の確立を図る**必要があります。(1-3、1-4、5-2、7-3、8-4)**

(消防)

- ・大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため常時消防の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減への取り組み及び広域的な連携体制を構築する**必要があります。(1-1)** また、常備消防の体制・装備資機材や訓練環境の更なる充実強化、整備を図るとともに、通信基盤及び施設の堅牢化、高度化を図る**必要があります。(7-1)**
- ・消防団活動安全マニュアルを見直し・修正するなど消防団員に対する**安全対策を徹底する必要があります。(7-1)**

2) 環境・上下水道・公園・住宅

(環境)

- ・公共施設における電力の供給停止は様々な影響が考えられることから、太陽光発電など代替電力の普及促進を図るとともに、自家発電装置などバックアップ体制の整備を促進する必要がある。また、企業や一般住宅においても、太陽光発電、住宅用燃料電池・蓄電池等の代替電力を普及促進する必要があります。(4-1)
- ・災害廃棄物のストックヤードについては公共施設や市有地などを中心に、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保しておく必要があります。また、災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、処理能力の確保を行う必要があります。(8-1)
- ・災害廃棄物処理計画の策定、廃棄物輸送についての検討、実効性の向上に向けた教育訓練による人材の育成など、予め幅広に対応を検討する必要があります。(8-1)
- ・排水施設整備については、コストの縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、排水系統を調査し市全域を対象とした総合的な排水施設整備計画を策定する必要があります。また、道路計画や下水道計画などとの整合性を図ることが必要です。(1-3)

(上下水道)

- ・上水道の耐震化率は2.1% (H26) であり、引き続き耐震化を進めるとともに、旭市地域水道ビジョン(改定後)に基づき、適切な維持管理体制を確立する必要があります。また、経営基盤を強化するため、県の指導により用水事業を含めた広域化を推進していく必要があります。(6-1)
- ・大規模自然災害時の水道断水に対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する必要があります。(6-1)
- ・下水道施設の耐震対策として、定期的な点検や緊急時の点検を充実するとともに、下水道BCP策定により対応していく必要があります。(6-2)
- ・農業集落排水については老朽化が著しいため、機能診断を速やかに実施するとともに、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に実施する必要があります。(6-2)
- ・上下水道施設の耐震化と併せ、代替性の確保、管理体制の強化、停電時など緊急時の運転体制の強化等を行う必要があります。(6-2)
- ・浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要があります。(6-2)

(公園)

- ・旭文化の杜公園は、近隣市町村の大規模災害時における救援物資輸送の中継地など広域防災拠点として、平時からの管理・活用を推進する必要があります。(2-1)

(住宅)

- ・住宅の耐震化を進める補助金の交付を行っているが、耐震化の必要性に対する認識不足や一定規模の建築物に対する耐震診断が義務付けられたことに伴い、今後国庫補助などを活用し、更なる住宅の耐震化率を上げる必要性があります。(1-1)
- ・老朽化が著しい公営住宅についても、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を行う必要があります。(1-1)

3) 健康・医療・福祉

(健康)

- ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要があります。
また、新型インフルエンザ等に対応できるように国県の策定した行動計画と連携を図りながら、旭市の行動計画を策定する必要があります。(2-4)
- ・消毒、害虫駆除や、被災者の生活空間の衛生管理など、平時から感染防止処理体制の構築をしておく必要があります。(2-4)
- ・千葉県からの感染情報を基に必要に応じて市内関係機関へ情報提供を行うなど、関係行政機関や民間事業者等との協力体制を推進する必要があります。(2-4)

(医療)

- ・診療圏人口 100 万人を誇る旭中央病院は、災害時における旭市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し高度医療を提供していく必要があります。また、平時においてもこの地域の医療の中心として広域的な医療圏を担い続けることが出来る体制作りが重要です。(2-3)
- ・広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回る恐れがあることから、地域の医療機関の活用も含めた大規模災害における診療機能体制の確立を推進する必要があります。(2-3)
- ・旭中央病院の耐震化が未了の施設では大規模地震により災害時医療の中核としての医療機能を提供できない恐れがあることから、医療施設の耐震化を着実に推進する必要があります。(2-3)
- ・災害時の医療確保のため、関係機関間の情報共有化を図るとともに、平時から実災害を想定した災害対応訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施する必要があります。(2-3)
- ・大規模自然災害発生時において消防による現地活動との連絡調整体制を確立することにより、被災地の現況把握やニーズを即時に集約し、適切な医療支援活動に結びつける調整機能を確立する必要があります。(2-3)
- ・大規模災害や多傷病者が発生した事故などに備え、災害急性期に活動できる機動性を持った医療支援を行うため、DMATの充実・強化が必要です。また、大規模災害発生時、DMATの機動的かつ長時間に及ぶ現場活動を支えるため、専用多目的車両を導入する必要があります。(2-3)
- ・NBC災害の対応に備え、二次災害を防ぐための防護措置を施す必要があるとともに、洗浄機能を有した施設を設置する必要があります。(2-3)

4) 教育・スポーツ・文化

(教育)

- ・学校施設の耐震化については、合併後からいち早く対策を講じており、H27の飯岡中学校の完成をもって完了予定であるが、引き続きつり天井など非構造部材の耐震対策を実施する必要があります。(1-1)
- ・小中学校の耐震化率(94.5%(H26))、社会体育施設(62.7%(H26))など、不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上のものも多く、これらの施設は災害時における避難場所

や災害対策の拠点施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要があります。(1-1)

- ・危険区域にある教育施設については、安全や児童生徒の生命の保護を図るため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等の整備などを検討する必要があります。(1-4)
- ・災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図ることで、児童生徒の安全を確保する必要があります。(1-4, 8-3)

5) 産業・雇用

(産業)

- ・全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持しなければなりません。強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める必要があります。また、大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として強靱な農業生産基盤の整備を促進する必要があります。(5-1, 5-3)
- ・産地における国際競争力の強化、物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施することで、産業全体の体質強化を図ることが必要です。(5-3)
- ・風評被害対策として、正確なデータ収集と的確な情報管理を行い、検査体制の体系化による安全性を高め消費者の安心を担保するとともに、消費者への効率的な情報発信をシミュレーションしておく必要があります。(7-4)
- ・食の安全や食料自給率の問題など、消費者への情報提供や積極的な対話（リスクコミュニケーション）を行うことで、食に関する消費者と生産者の信頼関係を構築する必要があります。また、食の安全・安心を追及した農水産物生産体制の充実を図ることにより、産地ブランド力の向上を図る必要があります。(7-4)
- ・首都直下地震等、首都圏への食料・飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制を整備する必要があります。(5-3)
- ・大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには、民間企業におけるBCP策定・活用の促進を図るため支援を行う必要があります。(5-1)
- ・避難所における大量かつ長期の避難者に対する食料確保に対応するため、市内の農業生産者組織や食料品スーパー等と協定を結ぶとともに、大規模集客施設や駅等の利用者保護のため、商工会等と連携して、帰宅困難者等連絡協議会等を結成し、関係機関との情報伝達体制の整備を図るとともに、災害発生時の適切な待機や誘導、平常時の訓練を行うよう要請する必要があります。
 - ・商工会等と連携して、企業、大規模商業施設に対し、来場者や従業員等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族等を含めた安否確認の体制整備を要請する必要があります。

(雇用)

- ・行政と建設業災害対策協議会との災害時応援協定を締結しているが、建設業災害対策協議会内部のBCPの策定、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成を行う横断的な取り組みをする必要があります。(8-2)

- ・減少する建設業界の担い手確保対策や技能労働者の確保対策に早急に取り組む必要があります。(8-2)

6) 協働・交流・行政機能

(協働・交流)

- ・被災の経験を風化させないため定期的な津波避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図ることが必要です。また、自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り災害に強い地域づくりを行う必要があります。(1-2, 7-1, 8-3)
- ・国、県、市、地域住民、企業、施設管理者等が連携し、ハードとソフトを組み合わせた適正な対策をとる必要があります。(7-3)
- ・外国人への災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況であり、本市に住む多数の外国人や観光客の安全・安心を確保するため、外国人向け災害情報の伝達体制を整備・強化する必要があります。(1-5)

(行政機能)

- ・行政機関の機能不全は、事後のすべてのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模災害時においても必要な機能を維持する必要があります。特に市本庁舎については、老朽化と耐震不足が問題となっており、利用者の安全性の確保と災害対策機能の保全ため、早期の建て替えが必要です。(3-2)
- ・災害時に庁舎が被災したときにおいても、市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、データセンターへのサーバーの移設などバックアップ機能の充実が必要です。また、「IT部門の業務継続計画」の策定など計画的に進める体制作りを行う必要があります。(3-2)
- ・地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定を行うことにより、災害対策体制の機能強化を図る必要があります。(3-2)
- ・小中学校の耐震化率(94.5%(H26))、医療施設(85.6%(H26))、社会福祉施設(87.5%(H26))、社会体育施設(62.7%(H26))など、不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上のもも多く、これらの施設は災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要があります。(1-1)
- ・公共施設等総合管理計画をH28までに策定し、計画的な点検・診断を行うとともに公共施設の安全性を確保するため適正な維持管理を行う必要があります。また、施設の統廃合も含め長期的視点に立った老朽化対策を推進することにより、トータルコストの縮減・平準化を行う必要があります。(1-1)
- ・危険区域にある公共施設については、施設を利用する不特定多数の安全や児童生徒の生命の保護を図るため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等の整備などを検討する必要があります。(1-4)
- ・災害対応にあたる職員・施設の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、他の行政機関から応援職員の受け入れ態勢について、協定の締結など、予め用意・シミュレーションする必要があります。(8-2)

2. 横断的分野

1) 老朽化対策

- ・公共施設等総合管理計画を H28 までに策定し、計画的な点検・診断を行うとともに公共施設の安全性を確保するため適正な維持管理を行う必要**があります**。また、施設の統廃合も含め長期的視点に立った老朽化対策を推進することにより、トータルコストの縮減・平準化を行う必要**があります**。(1-1)
- ・老朽化が著しい公営住宅についても、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を行う必要**があります**。(1-1)
- ・上水道の耐震化率は 2.1% (H26) であり、引き続き耐震化を進めるとともに、旭市地域水道ビジョン(改定後)に基づき、適切な維持管理体制を確立する必要**があります**。また、経営基盤を強化するため、県の指導により用水事業を含めた広域化を推進していく必要**があります**。(6-1)
- ・下水道施設の耐震対策については、定期的な点検や緊急時の点検を充実するとともに、下水道BCP策定により対応していく必要**があります**。(6-2)
- ・農業集落排水については老朽化が著しいため、機能診断を速やかに実施するとともに、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に実施する必要**があります**。(6-2)
- ・道路等のインフラ長寿命計画の策定については、H23 に橋梁長寿命化計画(H21 に市内全 309 橋の調査を実施)を実施しました。今後は道路ストック総点検(幹線市道に設置されている大型標識・道路照明灯及び路面の性状調査を実施する)を実施するとともに、長寿命化計画を策定し適切な管理を実施する必要**があります**。(6-3)
- ・河川管理施設については、長寿命化計画等に基づき老朽化対策や適正な維持管理を行う必要**があります**。(1-3)

2) 少子高齢化対策

- ・学校施設の耐震化については、合併後からいち早く対策を講じており、H27 の飯岡中学校の完成をもって完了予定ですが、引き続き天井など非構造部材の耐震対策を実施する必要**があります**。(1-1)
- ・小中学校の耐震化率(94.5%(H26))、社会体育施設(62.7%(H26))など、不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上のものも多く、これらの施設は災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要**があります**。(1-1)
- ・危険区域にある公共施設については、施設を利用する不特定多数の安全や児童生徒の生命の保護を図るため、施設の移転や急傾斜地崩落防止施設等の整備などを検討する必要**があります**。(1-4)
- ・様々な関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制の確立を図る必要**があります**。(1-4)
- ・避難行動要支援者である高齢者や年少者への対策として、定期的な津波避難訓練や防災教育による防災意識の高揚を図ることが必要です。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織や消防団の育成・強化が必要**です**。(1-1, 1-2, 1-4)

- ・災害の発生に伴い、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、予め安全な場所や避難のための道路を確保しておく必要があります。そのため、避難場所として、指定緊急避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、高齢者、年少者及び障害者等の避難行動要支援者への配慮を行う必要があります。また、避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置を計画的に行うことが必要です。(1-1, 1-2, 1-4)
- ・地域の強靱化に資する取り組みは、地域単位で子供から高齢者までが参加できる取り組みを多く取り入れ、実施する必要があります。(8-3)

3) 地域振興

- ・千葉県 1 位で全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持しなければなりません。強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める必要があります。(5-1, 5-3)
- ・大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数のルートを確保することにより物流の停止を防ぐ必要があります。(5-1, 5-2, 5-3)
- ・製品の供給体制の維持や、燃料・材料供給ルートの確保のため、道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する必要があります。(5-1, 5-2)
- ・大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには、民間企業におけるBCP策定・活用の促進と支援が必要です。(5-1)
- ・太陽光発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及促進や、既存ガスパイプラインの利用検討など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段を確保する必要があります。(5-1)